熊本県県央広域本部・熊本市だより

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対する

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最長１年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。

○ 担保の提供は不要です。猶予期間の延滞金は全額免除されます。

（注１）猶予期間を過ぎると延滞金が発生します。

（注２）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね２０％以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる県税

・ 令和２年２月１日から同３年２月１日までに納期限が到来する地方法人二税、不動産取得税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

申請手続等

・ 納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。

・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。

お問い合わせ先

熊本県広域本部税務部収税第一課・収税第二課（代表電話 096-333-3200）

※熊本県ホームページに制度の概要及び様式が記載されています。

熊本市からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

徴収猶予（特例制度）の案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することが困難となった場合に、申請により1年間徴収の猶予を受けることが出来、その期間は、新たに督促や催告が行われず差押えや換価（売却）が猶予される制度です。

担保の提供は不要です。またこの期間は、延滞金も免除されます。

対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20％以上減少していること。

対象となる税金

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する全ての市税。

これらのうち、既に納期限が過ぎている未納市税についても、遡って猶予を受けることが出来ます。

猶予が認められると…

原則、1年間納税の猶予が認められ、承認通知書が発行されます。

猶予期間中は、申請した税金の延滞金が免除されます。

猶予期間は、新たに督促や催告が行われません。

猶予期間は、財産の差押えは、行われません。

猶予期間の注意事項

猶予期間中に完納に至る納付計画が必要です。

猶予の対象となっていても、法定納期限が過ぎた税金については未納扱いとなりますので、滞納の無い証明書と車検用の証明書は発行されません。

ただし、徴収猶予許可通知書の「納付書番号等」に自動車登録番号又は車両番号、もしくは車台番号の記載が有るものについては、車検用の証明書として取り扱われます。

納税証明書は発行されますが、法定納期限を過ぎた期別については、「未納有り」と表示されます。

申請手続き等

関係法令の施行から2か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。

〈問い合せ先〉

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1　熊本市役所　納税課　☎096-328-2204

申請書は熊本市ホームページからダウンロードできます。

税務署だより

財務省・国税庁　　【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- 納税について誠実な意思を有する。
- 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- 納付すべき国税の納期限から６か月以内に申請書の提出がある。

（注）１　担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
　　２　既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- 原則として１年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- 猶予中は延滞税が軽減されます（通常　年8.9%→軽減後　年1.6%※）。

※　令和２年中における延滞税の利率　　申請による換価の猶予　国税徴収法第151条の２

収入が概ね２割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし　　１年間猶予　　無担保

特例猶予の要件

○　以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

①　新型コロナウイルス感染症の影響により、
　令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね２０%以上減少していること。

②　一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、
　譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○　納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○　令和２年２月１日から同３年２月１日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例　新型コロナ税特法第３条

令和２年６月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

➢ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

電話番号はこちら

【受付時間】８：30～17：00（土日祝除く。）

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁ＨＰから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

➢ 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
➢ 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

○ 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
○ 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から６か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると･･･

○ 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
○ 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その１）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース１】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
【ケース２】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予　国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら　国税猶予　検索

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。
地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。
総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

テレワーク等のための設備投資が中小企業経営強化税制の対象になりました

○　これまで、**中小企業経営強化税制**の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、**「テレワーク等のための設備」も対象に追加**されました

<イメージ図>

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	テレワーク等のための設備投資が追加 新たな類型（デジタル化設備）
要件	生産性が旧モデル比年平均１%以上向上する設備	投資収益率が年平均５%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウエア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウエア	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウエア

中小企業経営強化税制とは

➢　青色申告書を提出する**中小企業者など**が、**指定期間**内に、**経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等**をした**一定の規模の設備**について、**指定事業**の用に供した場合、**即時償却又は設備投資額の７％（資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%）の税額控除をすることができる**制度です

➢　**対象となる設備、経営力向上計画の認定**については、**中小企業庁のホームページをご覧ください**

（中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

➢　ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
➢　制度の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

（ ホーム ＞ 税の情報・手続・用紙 ＞ 税について調べる ＞ タックスアンサー（よくある税の質問）＞ 法人税 ＞ No.5434中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）

国税庁　検索　　手続の詳細は右のQRコードにアクセス

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm

災害により被害を受けた場合の税務上の期限延長について

令和２年７月豪雨により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

災害により被害を受けた場合には、申請により申告・納付等の期限を延長することが可能です。

１　概要

災害により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から２か月以内の範囲でその**期限が延長されます。**

この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができます。また、申告等と同時に申請いただくことが可能ですので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

２　申請方法

期限の延長の申請は、来署して申請していただく以外にも、郵送又はe-Taxにより申請していただくこともできます。

詳細については裏面を御確認ください。

災害により被害を受けた場合の税務手続等

災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等がありますので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

１　申告などの期限の延長について

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から２か月以内の範囲でその期限が延長されます。

例えば、毎月 10 日（納期の特例の適用を受けている方は７月 10 日、翌年１月 20 日）が納付期限の源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、**災害により被害を受けたために期限までの納付ができない場合**には、**期限の延長**（災害による申告、納付等の期限延長申請）を受ける手続があります。**この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、税務署にご相談ください。**

２　納税の猶予について

災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

３　所得税の全部又は一部の軽減について

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

また、給与、公的年金、報酬などから徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

４　消費税簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例について

災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（、又は適用を受けることの必要がなくなった場合）には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（、又は適用をやめること）ができます。

（注）　災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます。

令和２年度 熊本西税務署人事異動　令和２年７月10日付発令

（敬称略）

職位	氏名	前任職名
署長	黒木　靖夫	熊本国税局　総務部　次長
副署長	藤田　正和	大阪国税局　調査第1部　特別国税調査官
	山崎　　仁	国税庁　熊本派遣　監督評価官室　監督評価官
	中村　達也	宮崎税務署　総務課長
	小林　圭代	留任
総務課長	坂本　　剛	熊本国税局　徴収課　課長補佐
税務広報広聴官	小川　優子	熊本西税務署　酒類指導官　総括上席調査官
管理運営第1部門 統括国税徴収官	上野　誠一	熊本東税務署　管理運営第1部門　統括国税徴収官
徴収第1部門 統括国税徴収官	前田由里子	鹿児島税務署　徴収第1部門　統括国税徴収官
個人課税第1部門 統括国税調査官	佐藤　香一	熊本東税務署　個人課税第1部門　統括国税調査官
資産課税第1部門 統括国税調査官	立川　忠昭	熊本国税局　資産課税課　主査
法人課税第1部門 統括国税調査官	竹本　英孝	熊本国税局　法人課税課　連絡調整官
酒類指導官	大寺　貴子	熊本西税務署　税務広報広聴官

令和２年度 熊本東税務署人事異動　令和２年７月10日付発令

（敬称略）

職位	氏名	前任職名
署長	後藤　一徳	福岡審判所　部長審判官
副署長	田原　良信	東京国税局　戸塚税務署　副署長
総務課長	橋本　健一	熊本国税局　個人課税課　課長補佐
管理運営第2部門 統括国税徴収官	木庭　孝司	天草税務署　管理運営・徴収部門　統括国税徴収官
徴収部門 統括国税徴収官	宮本　昌俊	日南税務署　管理運営・徴収部門　統括国税徴収官
個人課税第1部門 統括国税調査官	緒方　　豊	熊本国税局　総務課　税理士専門官
資産課税部門 統括国税調査官	山崎　秀臣	八代税務署　資産課税部門　統括国税調査官
法人課税第1部門 統括国税調査官	下池　利信	八代税務署　法人課税第2部門　統括国税調査官

※管理運営第1部門は、税務署事務センターの総括を担当し、熊本東税務署における申請・相談等の窓口業務は、管理運営第２部門が担当しております。